

僧階を進めるには

僧階を進めるには現在の僧階叙任後の経過年数・年齢・靈書伝授の有無・功績点等の要件を満たさなければなりません。

必要条件

僧階を進めるには下記の条件を満たしていることが必要となります。

注意事項

(1) 律師の方で、次の条件のひとつを満たせば少僧都に進めることができます。

【現規程該当者】

※平成20年度以降に伝宗伝戒を成満した方

- ① 少僧都検定に合格した方
- ② 律師叙任後5年以上を経過し、少僧都研修講座を修了し、教階「輔教」以上を有する方
- ③ 輔教以上の教階を有し住職を15年以上経験した方

※但し、平成20年度から平成22年度に伝宗伝戒道場満行時に「律師」叙任を受けた方が「少僧都」に進む場合は旧規程、もしくは現規程のいずれかで進めることが可能となります。

【旧規程該当者】

※平成19年度以前に伝宗伝戒を成満した方、および平成18年度以前に大正大学または佛教大学の学部、大学院および佛教大学通信教育課程その他教師資格単位修得の課程に入学し、既にその履修を開始し、または既に開講された教師養成講座においてその受講を始めた方（修業年限を超えた方を除きます。）

- ① 経過年数および功績点を満たしている方
- ② 少僧都検定に合格した方
- ③ 律師叙任後20年以上経過した方
- ④ 住職（主任）を10年以上経験した方

(2) 僧都に進めるには、それまでに教師研修会を修了しておかなければなりません。

- (3) 少僧都・僧都・大僧都に進む申請は随時できますが、僧正・正僧正に進む場合は毎年、4月に総本山知恩院または大本山増上寺の御忌法要の際、叙任式を開催し、辞礼伝達を行っている関係もあり、3月25日付で叙任出来る様、該当者には12月頃に勸奨の通知を送付いたします。
- (4) 功績点は累積加算式です。例えば少僧都（50点）より僧都に進む場合には、最低30点が必要となります。
- (5) 申請をされる前に経過年数・功績点を総務部へご確認ください。

添付書類

詳細履歴書

冥加料

少僧都叙任 —— 50,000 円

僧都叙任 —— 30,000 円

大僧都叙任 —— 100,000 円

僧正叙任 —— 300,000 円

正僧正叙任 —— 600,000 円

お問い合わせ

総務部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0479 FAX 075-531-5105